

尾花あきひと 一般質問 会議録

質問要旨

<p>1 都県格差と東京圏での埼玉県の在り方</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 税源偏在・公定価格是正要望について(2) 東京圏での本県の役割を計画に明記すべき(3) 消費活動を反映した税制改正要望を(4) 自主財源の確保体制
<p>2 少子化対策地域評価ツールを活用し市町村の後押しを</p>
<p>3 希望する人の結婚・妊娠・出産・子育てサポート</p> <ul style="list-style-type: none">(1) プレコンセプションケアと検査・カウンセリングを繋ぐ場づくりを(2) 婚活支援策～バーチャルとリアルの連動企画を～(3) 両立支援策～不妊治療と育休取得への理解協力促進を～
<p>4 教育現場内外のこども支援</p> <ul style="list-style-type: none">(1) リアルのユースセンター設置支援(2) 校内居場所カフェへの予算措置を(3) 教育現場における実態調査アンケート <p>ア いじめ防止対策推進法第20条にもとづく調査研究の現状は</p> <p>イ いじめや自殺防止を強化するための調査チームを設置すべき</p>
<p>5 スポーツ科学拠点施設整備</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入札不調の経緯を踏まえた対応方針(2) 公募条件の精査で事業者を広く参入させるべき(3) スポーツシュール機能を持たせるための連携体制
<p>6 地元問題</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 江川流域の治水対策(2) 上尾陸橋交差点の整備(3) 県道上尾蓮田線の歩道整備(4) 原市沼調節池を核としたにぎわいづくり

◆（尾花瑛仁）

おはようございます。上尾市 伊奈町選出、自民党 尾花あきひとでございます。
議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして、順次質問いたします。

はじめに「都県格差と東京圏での埼玉県のあり方」について伺います。

コロナ禍明けと共に自治体間の格差がフォーカスされ、一極集中是正論が出ております。

今後は都に集中する税収を地方に分散せよとの議論も予測され、全国知事会での見解不一致など、都と道府県の対立報道も目立ちますが、東京圏にありつつ都県の財源格差にも悩むわが県こそ、対立が生む不経済を冷静に分析し、建設的な提案を模索する必要があると思います。

(1)税源偏在・公定価格是正要望 に関して伺います。

保育人材等の流出の原因となっている「都県境の公定価格差」が、拡大方向で改悪される恐れが出ており、これを大野知事は「『こどもまんなか社会』ならぬ『霞が関まんなか社会』」と述べられ、是正に向け動いていることと思います。

同様に、都県の財源格差によりこども施策に大きな差が生じている神奈川・千葉の知事と共に「こども施策の地域差」と「税源偏在」の是正も国に要望されておりますが、「霞ヶ関真ん中社会」ということならば、こちらも看過される懸念はあると思います。

これら格差問題に関する国の対応について、知事の率直な評価をお伺いいたします。

◎（大野元裕 知事）

尾花瑛仁議員の御質問にお答えを申し上げます。

都県の格差是正については、本県だけではなく、東京都に隣接している千葉県、神奈川県との共通の課題であります。

そこで本年の5月に、三県の知事で国に対し「居住する地域にとらわれないこども施策の実現」と「税源の偏在是正」を要望したところであり、今後の国における議論を注視しております。

他方、保育の公定価格については、国家公務員の地域手当区分に準拠して設定されており、令和6年人事院勧告がそのまま適用される場合、本県の多くの市町村で下がる可能性があります。

その場合、東京都との格差はこれまで以上に拡大をし、更に東京都への人材の流出が進んで保育士の確保が困難になるなど、本県の保育行政に多大な影響が生じることとなります。

仮にこのような対応がなされれば、保育行政の後退であり、政府の「こどもまんなか社会」の実現が有名無実なものになると言わざるを得ません。

そこで、先月の24日、県市長会と合同で、私自ら、工藤彰三内閣府副大臣に対し、地域の実情を十分に反映するよう強く要望をいたしました。

工藤副大臣からは、人事院勧告を全て受け入れるわけではなく、これから精査して、状況によっては考え方を組み直していく旨の回答を頂いたところであります。

今後も、県内市町村や他県との連携も含め、あらゆる手段を活用し、要望の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

ただいまの答弁の中で「5月の要望については国の動向を注視」ということでもございました。この声の届け方に関しては昨日、木下議員の質問の中でもありましたが、三県の要望をされたことがひとつポイントなのか

など思っております。

続きまして、(2) 東京圏での本県の役割を計画に明記すべきに移りますが、東京対 46 道府県のような形で二項対立になってしまえば、国も動けない状況が出てくるのではと思います。

その間にある現実的な道を提示しないと実効性のある施策が進まないため、真に同じ課題を共有する都道府県が連携する形でこそ動かせることが増えていくのではないかと考えています。

コロナ禍を見て明らかですが、東京の雇用圏は通勤者を供給する三県と一体です。

近年、都は生産性上昇率が全国を下回り、渋滞や地価高騰といった「集積の不経済」が上回り始めているとされます。

介護難民や災害リスクを考えても分散が重要ですが、東京圏は高度成長期からの転入結果、子・孫世代となり転出が減少し、転入抑制しても集中は収まらない可能性が高く、国による官公庁移転や多極化の試みは意義はあるとしても実現に時間がかかります。

この 10 年が少子化対策の勝負期間ならば、並行して、まず東京圏内で課題を共有し、分散により子育て環境の向上を図ることが重要と思います。

本県の 5 ヵ年計画では、広域での取り組みについて「地の利を活かす」趣旨の記載に留まっていますが、「東京圏や国に対して埼玉県に何ができるか」という視点で明記し、少子化対策やそのための財源確保策を他県や都とも連携し展開していくべきと考えますが、知事のご所見をお伺いいたします。

◎ (大野元裕 知事)

本県は現在、人口減少・超少子高齢社会の到来と激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応という 2 つの歴史的課題に直面をしております。

この課題は、生活圏が一体である一都三県、即ち東京圏に共通の課題であり、協力して対応することにより効果的取組が図られることから、連携して取り組むことも重要と考えております。

少子化対策など共通する行政課題の解決には、関東地方知事会や九都県市首脳会議の場などを活用し、広域的連携につき議論を進め、国に要望しております。

これまで本県の提案により結婚支援の推進に向けた取組や妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発などに九都県市で連携して取り組んでまいりました。

現行の「埼玉県 5 ヵ年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」では、計画策定による効果が最大限に発揮されるよう、総論において計画を着実に実行する仕組みとして、国や市町村との連携、様々な主体との協働の推進を掲げております。

議員からの御提案を踏まえ、これらの連携や協働に加え、東京圏での本県の役割や連携などを、令和 9 年度から始まる次期 5 ヵ年計画に盛り込むことについて、今後、検討をしております。

また、東京圏あるいはその他の県とも共通の課題に対し取り組むことができ、見込まれるものには、適宜必要な連携・協働をして、取り組んでまいりたいと思います。

◆ (尾花瑛仁)

前向きにご回答いただいたと思っております。人口減少下で埼玉県の役割というのが国全体の中でより明確化されてくると思います。個別政策の動きだけでなく、計画に書き込むことでスピード感があがることもあろうと思っておりますのでご検討いただきたいと思います。

(3)消費活動を反映した税制改正要望をに移ります。

先に述べたように、地方財源が都の過集中を埋める個人給付に消費される現状は日本全体で見ても非効率と言えます、税源偏在の是正要望は、内容を一段具体化していくべきです。

「特別法人事業譲与税」での是正は一定の効果を挙げたものの、ネット販売進展等の構造変化があり、大野

知事も「消費地に適正に税収が帰属せず、本社のある自治体に集中している」問題を指摘されています。

国・地方の税源配分に関しては、自治体は社会保障費が固定的で多いにも関わらず、景気影響を受けやすい法人分が多く振られている問題があり、以前より国税と地方税の配分変更論があります。

ここで改めて消費税の内訳のうち地方配分を高め法人関係税を国に回す方法とすれば、安定的かつ、実態以上の都への税集中も回避できるためオール地方で反対の声も出にくく、何より消費活動を反映した形になると考えます。

過去に社会保障費分を考慮し国・地方の配分が決定された経緯はありますが、述べたようにコロナ禍も経て法人関係税の東京への偏在は強まっています。

喫緊の課題である東京圏の少子化対策にも合致するため、過集中解消の観点から三県で配分議論を要望してはと考えるますが、知事のご所見をお伺いいたします。

◎（大野元裕 知事）

議員お話しの消費税は、景気変動の影響を比較的受けにくく、税収が安定的です。

地方への配分も、平成26年、令和元年の税率引上げに伴い手厚くされてきており、極めて貴重な税財源となっております。

さらに、この消費税収入は、法律の規定により、年金や医療、介護などの社会保障経費の財源に充てることとされており、国と地方、それぞれの役割に応じた配分がなされています。

このため、御提案の消費税の配分見直しについては年金などの社会保障制度の在り方と合わせて、国において一体的に議論されなければならないと考えています。

他方、地方法人関係税における税源の偏在が、東京都との財政力格差が一層拡大する要因となり、こども施策をはじめとする行政サービスに大きな格差が生じていることは、議員も御指摘のとおりであります。

さらに、Eコマースの進展等により、東京都に税収が一層集中する傾向にあり、そもそも国において「施行状況を勘案し、必要があると認めるときには所要の措置を講じること」と法律で規定されていることから、適切な偏在是正措置について令和6年5月に三県知事での緊急要望を行ったところであります。

地方が自主的、自立的な行政運営を安定的に行うためには、その役割に応じた税収確保が必要不可欠であります。

今後とも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、三県をはじめ他の都道府県とも連携をしながら、国に働き掛けを行ってまいりたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

再質問いたします。

現状の三県要望ですと、スピード感のある話というのが出てこない恐れがあると思っております。一方、少子化対策は待ったなしという状況もあります。いま一番怖いのが、いわゆる「地方から出る定番の要望」という形になってしまうことだと思っております。公定価格の際、要望とは逆の結果が一度出ているのは実際のところですので、国に完全に委ねた場合に、「大都市対地方」の観点になり、議論が停滞やバラマキに繋がる恐れがあると思います。

政権の体制も変わった状況もあるので、この機を逃さず、首都圏の問題に対しては周辺県が積極的に声を上げていかなければいけないと思いますが、危機感の共有ができていないか、再度知事の見解を伺いたいと思います。

◎（大野元裕 知事）

再質問にお答えをさせていただきます。

危機感の共有という点では、私も確認はさせていただいておりませんが、埼玉県からは、三県だけではなく、先般の全国知事会におきましても議論になりましたとおり、税制の改正、税制の在り方については議論させていただいているところであり、引き続き働き掛けを行っていきたいと思います。

なお、御質問の消費税の税源配分そのものにつきましては、安定的な地方税体系の構築に向けて、三県をはじめとし連携をすることが極めて重要と考えておりますので、消費税が地方全体の社会保障制度と一体となることについては国が一義的に行うものの、そこに対する働き掛けは、私どもとしても、しっかりとさせていただきたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

答弁ふまえて次に進みたいと思います。

（4）自主財源の確保体制 を伺います。

要望の大前提として、自助努力には不足なき体制が必要です。そこで伺いますが、可能な限りの媒体への広告枠設置、「ネーミングライツ」の周知、動画サービスを活用した収益化、宿泊税の導入や、企業版ふるさと納税の控除額引き上げや趣旨のPRなど、まだ本県は努力余地があります。確保策を抽出し展開するサイクルこそ重要なため、個々の部局で検討するだけでなく、知事を筆頭に他県で実施済みの施策をはじめ、強く進めるべきと考えますが知事のご所見をお伺いいたします。

◎（大野元裕 知事）

議員御指摘のとおり、財源確保策を抽出し展開していく体制を整え、全庁を挙げて自主財源を確保していくことは極めて重要だと思います。

現在、私をトップに各部長などを構成員とする「行財政改革戦略会議」を設置しております。

この部局横断の会議で、令和5年度から3年間を期間とする「行財政改革プログラム」の進捗管理を行っており、プログラムに企業版ふるさと納税の活用やネーミングライツ・広告事業の推進、未利用資産の有効活用など様々な財源確保策を位置付け、取り組んでいるところであります。

今年度は、企業版ふるさと納税について、県幹部が私の親書を携えて企業を直接訪問して働きかけるなど更なる獲得に取り組んでおり、9月末時点で昨年度1年間の約3,000万円を上回る約4,700万円の寄附の申出を頂きました。

また、ネーミングライツについては、今年度から新たに2つの施設に導入をするとともに、原則全ての県有施設への早期導入を検討するよう強く指示をしたところであります。

このほか、新たな財源確保策として推進すべき取組につきましては、来年度策定予定の次期行財政改革プログラムへの位置付けを検討いたしたいと思います。

引き続き、先進事例の情報収集に努め、時代に即した様々な手法を導入・展開し、全庁一丸となって財源確保に取り組んでまいりたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

東京圏の少子化対策は国家的にも特に重要な課題ですので、我々も勿論取り組んでいきますが、改めてあらゆる手段での財源確保の姿勢を期待しまして次の項目に進みます。

次に大項目の2、少子化対策地域評価ツールを活用し市町村の後押しを に進みます。

日本の合計特殊出生率 TFR が過去最低の 1.20 となりましたが、この指標、国の経年比較には有効でも、地域間比較には適さないとの指摘が増えてきました。未婚者が転入すると分母が増え低い値が出るため、例えばよく聞く「TFR の低い東京圏に若者が流入すると、日本の少子化が加速する」という論は根拠に乏しく、実は、東京の有配偶者の出生率を調べると全国より高く、出生「数」のカーブでも他の道府県の方が減りが顕著

なのが真相とのこと。TFR だけでは自治体の出生の実態を反映しきれません。

また、昨今、国も数値目標からは外す傾向があり「特定の価値観を押し付けたりプレッシャーを与えることはあってはならない」とされ、これは基本的に重要な視点だと思います。国は今後「結婚・妊娠・出産・子育ての希望と現実の差を埋め、個人の幸福追求を支援する結果として出生率向上を目指す」と示されています。

一方、背景変化の中、変わらない事実もあります。人口減少は高齢化を伴い若年層の負担となる構造、我が国の 20 から 30 代女性の 3 分の 1 は東京圏に在住し、ここで支援を充実することが、少子化に歯止めをかける効果が高いこと。そして「県民希望出生数 1.78」は、TFR と異なり県民の希望からボトムアップで算出した指標であること。県は地方創生 10 年の学びを活かしつつ、個々人の希望を叶える施策を力強く進めるべきであります。

市町村現場では少子化対策について、子育て支援との混同や、移住促進が中心となり出生に関しては国の仕事と捉えがちな傾向を市議時代に目にしました。しかし現場は市町村にあり、認識のギャップを埋めるのは県の仕事だと思います。

内閣府は、市町村が少子化に関わる地域特性を可視化できる「評価ツール」を公開し、これを施策や協働の根拠にできる「地域アプローチ」を推進しており、都道府県には「勉強会や指標の収集の主導」「京都府のように独自の分析ツールで市町村を分析・サポートすること」等を推奨しています。

本県はこども政策局長を新設し、市町村連携の窓口としています。そこで、TFR に変わる指標を検討しつつツールを活用し、市町村現場を長期的に後押しする体制を整えるべきと考えますが知事のご所見をお伺い致します。

◎（大野元裕 知事）

議員お話しのとおり、政策形成には調査や分析が非常に重要であると認識しています。

県では令和 4 年度に、20 代から 30 代の県民を対象とし、「結婚しない理由」や「理想のこどもの数を持ってない理由」等を確認する「少子化対策深掘り調査」を実施し、その調査結果を埼玉県少子化対策協議会において県内市町村に説明をし政策形成への支援を行いました。

今後も、結婚や子育て期に求められる施策を検討するために、調査や分析を行い、その結果を市町村に提供してまいります。

そのほか、県のホームページで公開している全国の市区町村の転出・転入状況を調べるツールの活用方法を少子化対策協議会において分かりやすく伝え、各市町村における少子化対策の企画立案を支援していくことを考えております。

さらに、議員お話しの内閣府が作成した「地域評価ツール」などを活用し、少子化に影響を与える要因を調査・分析し、市町村を後押しする役割を担ってまいります。

◆（尾花瑛仁）

再質問させていただきます。

TFR について指標として今後どう位置づけるかということで、指標の話も先ほどさせていただいたのですが、県も思案中だと思うんですけども、少子化対策が今後個々の事業の積み上げの結果として出生率向上を目指すといういわゆるアウトプット型になる可能性があって、こうなると市町村の現場でマンパワー不足する中で無軌道にならないような整理というのは必要になると思います。

やはりですね、少子化対策は「すぐに成果はみえないですが緊急性がある」ものなので言い換えれば「今の責任が可視化されにくい」ところもありますので、市町村ひとつひとつの事務を必死にやっても、効果的な対策を客観的に見るには県の助力が必要だと思います。今年度新設されたこども政策局長ですが、よりプッシュ型で市町村に対して色々とやっていくべきだと思っていて、予算委員会で知事は「市町村に対して必

要なものは促すなり、丁度真ん中の結節点」という話をいただいているんですが、今までに加えて更に一步踏み込んだ対策が必要な情勢と思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

◎（大野元裕 知事）

再質問にお答えを申し上げます。

私も TFR のみが突出されて、議論が進むというのは決して健全ではないと考えており、対策に対して貢献は限定的になると考えているところから、新しく設置をしたことも政策局長に対して、指示をしているところがございます。

そこで、令和 4 年度の少子化対策深掘り調査などの結果を丁寧に分析することによって、県内の市町村に対し働きかけを行うべきだと考えています。

他方、議員御指摘のとおり、支援策の検討にあたっては、人口規模であったり、住民の年齢構成、就労状況などに差があります。

そこで、重点的に取り組むべき施策は市町村ごとに必ずしも同じではない、ということが考えられます。

このため、地域の実情に最も詳しい市町村が、やはり主体となって政策形成を行うべきであり、県はサポート役となるべきと考えており、この子育て支援施策については、多様な側面があることから、1年だけではできませんが、様々な施策に対する助言、そして、全国の好事例を紹介するなどの支援など、個別にふさわしいサポートを組みあげていきたいと考えております。

◆（尾花瑛仁）

それでは次に進みます。

3、希望する人の結婚・妊娠・出産・子育てサポート について、順次、伺います。

（1）プレコンセプションケアと検査・カウンセリングを繋ぐ場づくりを

令和 4 年度の厚労省調査では、不妊検査や治療を受けた夫婦は約 4.4 組に 1 組となり、男女共同参画基本計画では「医学的に妊娠・出産に適した年齢、男女の不妊など、妊娠の計画の有無に関わらず早期に知識を持ち、健康意識を高めること」としてプレコンセプションケア推進が掲げられました。生涯を通じた「生殖に関するライフプラン」づくりが、希望に応じた支援に繋がるという考え方でもあります。医学的に妊娠・出産しやすい時期が人生のイベントと重なること、晩婚化が増えていることから、県としても積極的場づくりが望ましいと考えます。

本県は希望に合わせて学校等での出前講座を実施されています。東京都では都主催で専門医ご協力のもと 18 から 39 歳を対象に月 1 回講座を開き、受講後は医療機関で、卵子数を推測する検査や性液検査が受けられ、費用を助成しています。個々人の妊孕性は差があるため、特性に合ったライフプランを作るためにも、希望する方には検査と専門医への相談体制の連携が重要と考えます。

夫婦揃ってが条件となりがち那不妊治療と異なり、ライフプランの観点から個人の検査を助成する点が都の取り組みは優れていると思います。県主催で一般向け講座を開催し、検査や相談まで繋ぐ場づくりをすべきと考えますが、保健医療部長のご所見をお伺いいたします。

◎（表 久仁和 保険医療部長）

県では、若いうちから妊娠・出産や健康に関する正しい知識を持ち、身体の健康管理を意識するプレコンセプションケアを推進するため、普及啓発や相談支援を行うとともに、望む方が妊娠・出産を実現できるよう、不妊・不育症検査費を助成しています。

プレコンセプションケアの普及啓発については、これまで思春期にある中高生や大学生を中心に実施してきましたが、妊娠・出産を意識する世代の方を対象とした取組も重要であると考えます。

そこで、結婚や妊娠を考える世代である20代から30代の方を対象としたプレコンセプションケア講座の実施を検討し、不妊検査や相談につながるよう、講座実施の際に検査費の助成や不妊に関する県の相談窓口について案内をしております。

不妊検査費の助成については、早期に不妊の原因を特定し不妊治療につなげることを目的としております。議員御提案のライフプランの観点からの個人の検査に対する助成については、東京都の成果を注視する必要があると考えており、引き続き情報収集を行っております。

◆（尾花瑛仁）

再質問いたします。

啓発を前向きに取り組まれていることは理解しておりますので、引き続き期待したいところですが、しかし個人個人の検査助成については、講座からの繋ぎ限定でもいいので啓発のためにも手を打っていただきたいのですが前向きに考えてもらうことはできないかということでございます。

あくまで一例として申し上げますが、私自身が結婚後に検査したら妊孕性が極めてない男性不妊というのが判明しまして、これは兆候も全くわかりませんでした。自分の場合、周りの環境に助けられて、また、この分野で治療を受けてこられた多くの方々のご経験含む蓄積のお陰様で、治療の結果たまたま運良く希望叶っているんですが、その後多くの方からご相談もらうようになって、いかに多くの方が治療しているかしていたかを痛感するようになっていきます。やはり結婚後しばらくしてから検査した方からは、もう少し早く治療したかった、調べるべきだったという声が多いのも事実だと思うんです。プレコンの趣旨からすると結婚を前提としたケースばかりではないですが、本来は個人個人が自分の体と向き合うことがライフプランに繋がるというところがあるので、是非検査への誘導をしていただきたいと思います。特に埼玉県は未婚率、平均初婚年齢ともに高く、踏み込んで措置すべき理由のある県だと思いますが、前向きにご検討いただけないか、再度答弁をお願いいたします。

◎（表 久仁和 保険医療部長）

再質問にお答えを申し上げます。

本県の現状では、ただいま御答弁させていただいたとおり、今子どもが欲しい方に対して助成を行っているところでございます。

議員御提案のライフプランの観点からの公費を投入ということにつきましては、その成果をどう捉えるかなど、検討すべき課題もあるかと存じます。

まずは、東京都の成果を注視して、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

◆（尾花瑛仁）

検討いただきたいと思いますので是非調査をお願いしたいと思います。

ただ、ひとつ指摘しておきたいのは、同じ東京圏内に対して措置すべき傾斜というか必要性があると思いますので、東京都を見てから動くということではなくて埼玉県からやるという選択肢もあるべきだと思います。

次に(2)婚活支援策に移ります。

半世紀前と比較し夫婦あたり子ども数は実は86%を維持している中、出生数は4割まで落ちているため、日本の出生数激減は未婚割合の上昇が大きい要因とされます。令和2～5年の首都圏の婚姻数は直前4年間に比べ15%減少していますが、社人研の調査では、18～34歳の未婚男女の8割以上が結婚を希望しており、望む方への支援強化が重要です。

都道府県も直接支援を行う例が出てきている中、本庄市で開催された企画が興味深いもので、メタバース上でやりとりした後日、リアルでも同じ参加者でパーティを実施したところ、平均30%といわれるカップル成立

率が約 50%まで上昇したというものです。婚活支援は広域実施が参加者を集めやすく PR もしやすいため県による開催は有効です。場を仕切るデジタル仲人のノウハウが必要ゆえ現状は少人数ずつしか開催できないようですが、マニュアルを作成して県認定のコーディネーターを育成する、あるいは企業と連携して事業として育ててはどうかと考えますが、福祉部長のご所見を伺います。

◎（細野 正 福祉部長）

議員お話しのとおり、本庄市などで構成される北部地域地方創生推進協議会が実施したメタバース婚活のイベントは、通常の婚活イベントより、カップル成立の割合が高く、効果的な方法と考えています。

SAITAMA 出会いサポートセンターにおいても、バーチャル埼玉を活用したメタバース婚活を先日初めて実施したところです。

メタバース婚活では参加者がアバターを使って参加するため、実際に顔を合わせるリアル婚活と異なり、相手の目線や表情がわかりません。

そのため、同意していることや興味を示していることも、お互いに言葉ではっきりと伝えるよう進行役から参加者に促す必要がありました。

また、リアル婚活と比べ、会話の回数が多くなるため、十分なコミュニケーションが図られるよう、会話の時間をより多く確保する必要があることがわかりました。

今後、県がメタバース婚活の開催実績を積み重ね、ニーズや課題を十分に把握し、蓄積したノウハウをマニュアル化してまいります。

その上で SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会を構成している市町村や婚活事業者にノウハウを提供し、メタバース婚活を運営できる人材の育成につなげてまいります。

◆（尾花瑛仁）

(3)両立支援策 に移ります。

総務省から不妊治療休暇制度の設置依頼があり、県庁も令和 4 年より制度が動いています。先立って行われた国家公務員アンケートでは治療と仕事の両立について 62.5%の人が「かなり難しい」と回答し、主な理由に「通院回数が多い」「告げられた通院日との日程調整が困難」、希望する治療スタイルで最多回答が「勤務時間中でも、必要なとき通院し治療を受けたい」となっていました。

令和 5 年度の厚労省調査では、支援制度等がある一般企業は 26.5%で、労働者が行政に望む支援で最多回答は、「企業における両立支援のための勤務・休暇制度導入を促す」でした。

本年度、支援を強化した兵庫県は、就業規則に治療に関する休暇・勤務形態の選択制を明記した企業に 10 万円の交付を始め、福井県は「仕事・子育て・不妊治療」の両立支援事業として、不妊治療休暇制度導入企業への 10 万円支給のほか、子育てについても、従業員の子が 3 歳以降小学 3 年生までの間、半年以上の時短勤務をした場合に 20 万円の助成を行い、国がカバーできない 3 歳以降に応える措置を行なっています。

70 年代から日本や欧米では TFR が人口置換水準を下回りましたが、「両立支援」に力を入れたスウェーデンやフランスで回復が起きたのに対し、日本やイタリアでは回復が起こらず、「20 代後半から 30 代前半」の出生率に差が生じたことが現状の誘因といわれます。希望に応える環境づくりには、結婚・妊娠・出産・子育てを支える社会の機運が必要であり、知事を先頭に両立支援の呼びかけを行い、取り組みを進めていただきたいと考えますが知事のご所見をお伺いいたします。

◎（大野元裕 知事）

少子化の背景には、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、何か一つの手を打てば、全て解決する万能薬のような施策はないと考えます。

そこで、県では、結婚、妊娠・出産、子育てといった各ライフステージにおける切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育など幅広い分野にわたる取組を総合的に実施しており、雇用の分野では、企業における両立支援の取組を後押しをしてきたところであります。

働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を「多様な働き方実践企業」として認定するほか、仕事と生活の両立支援相談窓口の設置やガイドブックの配布、専門家による助言等を通じ、企業の理解促進や環境整備の支援をしております。

それに加え、今年度新たに、男性の育児休業取得に積極的に取り組む企業を表彰する「埼玉PX大賞」を創設するとともに、企業向け啓発イベントを開催し、経営者の意識や企業風土の改革を進めてまいります。

なお、この埼玉PX大賞のPXとは、父性を表すパタニティと、変革を意味するトランスフォーメーションを組み合わせた造語であります。

こうした施策を推進するとともに、私自身が経済団体等が参加する会議などの機会を捉えて両立支援の意義を訴えてまいります。

社会全体において子育てを支援する気運を高め、結婚、出産を望む県民誰もが希望をかなえることができる環境づくりを進めてまいりたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

4、教育現場内外のこども支援

（1）リアルユースセンター設置支援 についてお伺いいたします。

団では昨年来、子どもの成長や子育てを支える取り組みに関し、現場や有識者のヒアリングを強化し、政策に繋げています。県内の15から64歳のひきこもりの方は約9万人、小中の不登校数14,110人、長期欠席者は中学校1クラスに2から3人の計算となる中、我々は「個人に寄り添った教育環境」のため、人生の折々に立ち寄れるベースキャンプとして、ユースセンター設置を求めてきました。当初予算では「バーチャル空間での設置」に留まったため、付帯決議で「既存センターの知見を生かして運営し、リアルなセンター創設に向け市町村と協議すること」と付しています。

予算審査ではバーチャルとリアルの設置順序で議論があったため、改めてNPOに伺ったところ「どちらが先行であれ両者がセットの事業として、カバーし合う設計が重要」とのことでした。県内に先行事例もあるため、バーチャルと並行したスケジュール感で、市町村によるリアル設置の後押しを改めてお願いしたいですが、「単なる勉強場所」になってしまう事例なども聞くため、県によるノウハウや人材の紹介、手上げ式の財政支援などが重要と思います。設置主体が市町村でも「これはセットの事業だ」という認識を進めるべきと考えますが、知事のご所見をお伺い致します。

◎（大野元裕 知事）

リアルとバーチャルの位置づけにつきまして、県では、リアルの居場所につなげられないこども・若者も、バーチャルユースセンターで地域の枠を越えて利用できるようにするとともに、希望に応じてその利用者を地域のリアルの居場所へつないでいくことといたしております。

他方、先ほど議員御指摘のとおり、市町村の、いわゆる居場所の在り方につきましては、「単なる勉強場所」のように、意図した効果が得られない可能性も、確かにございます。

そのため、効果的な居場所づくりをするに当たっては、こども・若者がどのような居場所を求めているかを把握するなど、一定のノウハウが必要と考えています。

県では、バーチャルユースセンターの設置を進める際に、県内外のリアルの居場所の利用者に聞き取りを行ったほか、受託をしていただいたNPOも含めた外部の有識者に居場所づくりの意見をお伺いしました。

そこで得られた知見に加え、地域の人材や国の財政支援策を活用した居場所づくりの事例、さらに、こども・

若者のニーズ把握の重要性について、市町村に対し情報提供を行いました。

引き続き、バーチャルユースセンターの試行と検証を進めるとともに、その過程で得られたノウハウを情報提供させていただくなど、市町村のユースセンター設置の後押しをしてみたいと思います。

バーチャルとリアルのそれぞれの強みを生かした連携をすることにより、誰もが自分に合った居場所を持てるよう取組を進めてまいりたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

再質問いたします。

先ほど「バーチャルと並行したスケジュール感」と申し上げたと思います。知事も答弁の中で「意図した効果が得られないケースなどがある」というお話もされてましたが、ここの部分をしっかりとですね、市町村の方に周知していきながらも、どこの段階で手上げの準備が整うかというところを全体として設計する必要があると思うんです。ですので、具体的にどのようなスケジュール感で進められるのかとお考えかをお伺いしたいと思います。

◎（大野元裕 知事）

再質問にお答えを申し上げます。

議員からは、意図した結果が得られないような可能性もあるため、全体の設計をどのようにするのかという御質問をいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、県では、リアルな居場所につなげられないこども・若者であったとしても、バーチャルの空間にまず呼び込みたいということ、そして、そこで試行した結果をつなげていきたいと申しあげましたが、地域のリアルの居場所はすでに存在しているところもございますので、これらのニーズに従った形で、いかなるノウハウを提供できるかということの確認を今年度はさせていただきたいと思っております。

それを踏まえて、今後必要であれば、設計を進めていくこととさせていただきたいと思います。

◆（尾花瑛仁）

再々質問いたします。

確認なんですけども、これはセットの事業だという認識でいらっしゃるということでよろしいか再度お伺いいたします。

◎（大野元裕 知事）

再々質問にお答えを申し上げます。

バーチャルに参加をしていただいたこどもを、希望に応じて、地域のリアルな居場所へつないでいく事業だと考えております。

◆（尾花瑛仁）

（2）校内居場所カフェへの予算措置を に移ります。

高校生が放課後、気軽に立ち寄れる場として設け、人間関係や進路の悩みを聞き、状況により公的な相談機関にも連携できる試みです。NPO や大学との連携で運営するケースも多く、本県も本年度から開始されましたが、予算事業となっておりません。飲み物やおにぎり等を準備する必要性から NPO の持ち出しになっている状況だとお聞きしています。遠方の複数箇所での運営するのは困難な事業なので、地域ごとにご協力いただける主体を探す、育成する考え方が重要です。千葉県は2年連続で予算事業化し、令和5年度、実施校は12校まで増加しています。本県でも、利用をはじめたこどもたちのために、次年度以降の運営を担保する予算措置と、

2年目以降を見据えた予算事業とすべきと考えますが、日吉教育長の見解をお伺いいたします。

◎（日吉 亨 教育長）

生徒が気軽に立ち寄ることができ、安心できる居場所を学校内に設けることは、学校生活を充実させる取組として重要であり、中途退学の防止にもつながることが期待されます。

そこで県では、令和6年度から県立高校4校をモデル校に指定し、校内の居場所づくりに取り組んでおります。これらの学校では、NPOなどと連携して、校内の居場所カフェとして、生徒同士や生徒とNPOの職員が交流できる場や、相談・学習支援を行う場を設けたりするなど、学校の状況に応じた取組を行っております。

取組を進める中で、議員お話しのとおり、NPOからは、生徒がくつろげるよう提供する飲み物等の費用がNPOの負担になっており、こうした費用負担について課題があると伺っております。

また、取組で得られた成果の共有が進めば、学校とNPOなどとの連携が各地域で進むという意見もありました。

県では、こうした費用負担の課題や、今年度の取組状況を把握し、継続的な取組となるよう、今後の在り方について、検討してまいります。

◆（尾花瑛仁）

次に（3）教育現場における実態調査アンケート

ア いじめ防止対策推進法第20条にもとづく調査研究の現状 についてです。

教育機関等におけるいじめの実態把握について伺います。我が国のいじめ防止対策は「推進法」施行から、対策強化の機運は高まりましたが、同法20条で「いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等」がうたわれた中でも、調査の不十分さが指摘される状況にあります。県では、調査研究について、どのような課題を認識されているか教育長にお伺い致します。

◎（日吉 亨 教育長）

いじめの防止や早期発見のための方策等について、調査研究や検証を行い、その成果を普及することは、いじめ防止対策を推進していく上で重要であると認識しております。

県では、各学校に対し、年3回、いじめの認知件数や、いじめの問題に対する取組状況等について調査を実施しております。

また、その結果を踏まえた対応について、各学校に周知し、生徒指導の充実を促しております。

一方、いじめの未然防止などの効果的な対策をするためには、発生時期や場面など、いじめの実態をより詳細に把握することが課題であり、現在の調査方法については、見直しが必要であると認識しております。

◆（尾花瑛仁）

イ いじめや自殺防止を強化するための調査チームを設置すべき に移ります。

いまの答弁ふまえてですが、文科省調査は、報道が加熱した時期に各校で発見できたものを集計したデータにすぎず、現在我が国は「どれだけのいじめが生じ、何によって減らせるか」を把握できないまま対策を議論している状況といわれます。

これにより単純な「厳罰化」や「道徳教育」で抑制可能といった部分的かつ感情先行型の議論も生まれがちですが、法制定のきっかけとなった大津市がいじめ自殺事件ののち最も力を入れたのが、文科省が行っていない継続的な実態把握アンケートと、これに基づく対策であり、「予防・早期発見・対応・検証」のサイクルを作ることこそ重要とされています。

本県も、法に基づき、いじめなどの発生傾向を実態に近い形で調査し対策に繋げることで横展開も可能とな

ります。埼玉県は都市・農村・山間部と多彩な地域があるため、統計調査では非常に重要な県といわれており、各地域といじめ発生の相関分析が可能なため、国も注目するデータが取れるといった指摘もあります。調査チームを作り、この分野の改善のきっかけを本県から作るべきと考えますが、教育長のご所見を伺います。

◎（日吉 亨 教育長）

議員お話しの大津市では、児童生徒に対して、直接アンケートを実施し、その結果に基づいて、大津市いじめ防止に関する行動計画の検証を行うなど、効果的な調査研究や検証が実施されていると承知しています。

児童生徒に対して直接行うアンケート調査は、本県でも実施しておりますが、内容をネットトラブルに限定しているなど、調査内容や検証方法を含め、調査体制の見直しが必要と考えております。

いじめ等の発生をより実態に近い形で把握し、その結果を踏まえた検証を行うことは、児童生徒の安全安心を守るために重要です。

県では、引き続き、他の自治体からの情報収集等を行い、調査チームの設置を含め、いじめ防止に効果的な調査体制づくりについて、検討してまいります。

◆（尾花瑛仁）

5、スポーツ科学拠点施設整備

(1)入札不調の経緯を踏まえた対応方針 に移ります。

「多様なスポーツの競技力向上」「人材育成」「スポーツ実施率向上、健康づくり」「上尾運動公園の賑わい創出」を目的に、県初の Park-PFI 手法で整備予定の施設ですが、登録があった事業者から参加辞退届があり、公募不調になったとのこと。理由をはじめ、経緯をふまえた対応方針を県民生活部長にお伺い致します。

◎（島田 繁 県民生活部長）

スポーツ科学拠点施設整備運営事業の公募において、応募登録をいただいていた事業者から7月31日に辞退届が提出されました。

辞退の主な理由は、事業者によりますと、「昨今の金利・物価上昇の影響により、30年間という事業期間の中で事業者側だけではリスクの回避が困難である」とのことでした。

公募設置等指針の範囲内で、事業者とも最大限の調整を行ったところですが、残念ながら不調となりました。

令和6年3月に公募設置等指針を出したタイミングとマイナス金利解除の時期が重なるなど、社会経済情勢が大きく変化し、現在の公募設置等指針では対応が困難となりました。

そのため、公募設置等指針の見直しに向け、これまで対話などを行ってきた事業者に限らず、幅広く意見を伺うサウンディング調査を実施したところでございます。

それらの意見も踏まえ、公募設置等指針の見直すべきポイントを明確にし、再度の公募に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

◆（尾花瑛仁）

では答弁ふまえて、(2) 公募条件の精査で事業者を広く参入させるべき に進みます。

2月の田村団長の代表質問で、事業者参入は「採算性ととも魅力ある施設の提案がポイントになる」と指摘がありました。

県としても入念にサウンディングを行われてきたはずと思いますが、様々な会話の場面で、マネタイズを得意とする事業者でも本事業を把握していない例はありました。また、基本的には独立採算方式を想定されていても、Prk-PFI 自体が「事業者の自由度と、県が主導や負担する部分のバランス」が肝だと思えます。金利上

昇をふまえた負担を行うことや、整備必須施設は再度精査を行うことで、広く集客や事業者参入が期待できる仕組みを検討すべきと思いますが、県民生活部長のご所見をお伺いいたします。

◎（島田 繁 県民生活部長）

先ほど申し上げたとおり、公募の不調を受け、幅広く民間事業者から事業収支の考え方やリスク分担などの、本事業に関する意見を伺うサウンディング調査を実施いたしました。

現在は、いただいた意見を分析しているところですが、意見の中には、例えば、物価や金利上昇のリスクに加え、「収益性の観点から必須施設の範囲を見直して欲しい」といった整備する施設に関するものなどがございました。

県が必須として整備を求める施設については、スポーツ科学拠点施設整備の目的を達成できる範囲内で見直しをすることも必要かと考えております。

公募設置等指針については、多くの事業者に参加していただけるよう、内容を改めて精査してまいります。

◆（尾花瑛仁）

次に、(3)スポーツシュール機能を持たせるための連携体制 について伺います。

いま述べてきたように、ハード整備が課題化していますが、アスリートと共に誰もがスポーツを楽しめる機会の提供や、他施設との連携が重要であり、ソフト事業も検討が必要です。

さいたま市は企業と連携し「スポーツシュール事業」を進めています。訪れる人がプロチームによる指導を受けたり、学校や地域のクラブに一括したサービス提供を行う、スポーツ分野を研究する企業や大学との連携、指導者派遣など人材育成メニューも用意しているとのことでした。

さいたま市と早期に連携体制をつくり、アスリートのみでなく広く県民の健康に繋がる体制を準備すべきと考えますが、県民生活部長のご所見をお伺いいたします。

◎（島田 繁 県民生活部長）

スポーツ科学拠点施設整備運営事業の目的を達成するには、ハード整備と同様、ソフト事業の検討も進めていく必要がございます。

スポーツ科学拠点施設整備運営事業では、基本計画において、多様な競技の競技力向上を図るとともに、県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積・活用を図ることなどを目的とし、県内のスポーツ施設・大学などを結ぶハブ機能を持たせることとしております。

他方、さいたま市が進めているスポーツシュール事業は、さいたま市内のスポーツ施設や周辺産業をネットワーク化し、スポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備などを目的としているものと理解をしております。

双方の事業とも、施設間の連携や人材の育成を図ることなどを目的としており、連携することで相乗効果が期待できる部分もあるかと考えております。

さいたま市との連携につきましては、議員御指摘のとおりソフト事業についても、スポーツ科学拠点施設の目的を達成できるよう、多くの事業者が参入しやすい事業とすることも踏まえまして、どのような連携が可能か検討してまいります。

◆（尾花瑛仁）

答弁ふまえてはありますが、整備に関して諸条件の整理必要となっていると思いますが、あくまでも当初の目的をしっかりと達成できる状態を維持し進捗を図っていただくべきと強く指摘をいたしまして次の質問に移ります。

6、地元問題について に移ります。

(1)江川流域の治水対策 について

豊かな自然が残る江川流域ですが、水害対策が喫緊の課題です。平成 27 年には増水した川に学生が流され亡くなる事故があり、県には調節池整備に着手いただいておりますが、令和元年東日本台風の際には、荒川の水位が上昇し宮下樋管からの排水ができなかったことにより江川が氾濫し、かつてない浸水被害が生じました。

現在、河川整備計画策定専門会議からの意見をふまえ流量の再計算を進めているものと思いますが、計画変更に至っておらず、時間を要しています。速やかな変更と、流量が増加すれば、宮下樋管の改築や排水機場の設置など、中下流域の対策も環境配慮のもと速やかに立案・実施すべきと考えますが、県土整備部長に伺います。

◎（吉澤 隆 県土整備部長）

江川については、令和元年東日本台風を踏まえた河川整備計画の見直しに向けて、洪水流量の再計算などの水理解析を改めて実施しました。

江川の中下流域では、低平な地形で川幅は狭く、また、洪水時に荒川の水位が基準を超えた場合、江川への逆流を防ぐため宮下樋管が閉鎖され、溢水しやすい特徴を持っております。

一方、サクラソウなどの貴重な植物が生育し、環境への配慮も求められています。

このため、議員お話しの宮下樋管の改築や排水機場の設置等も含め、治水と環境の両立に配慮しながら、様々な手法を組み合わせ、効果的な治水対策を検討しております。

検討が完了次第、速やかに河川整備計画策定専門会議を開催し、有識者からの意見聴取を行うこととしております。

流域の皆様が安全・安心に暮らせるよう、上流域の調節池の整備も含め事業の推進に努めるとともに、河川整備計画の変更に向けて、国や流域市など関係機関との調整を順次進めてまいります。

◆（尾花瑛仁）

(2)上尾陸橋交差点の整備 について

旧中山道と県道川越上尾線の当該交差点は、上尾運動公園や上尾駅へのアクセスの要衝ですが、旧中山道の拡幅が都市計画決定後に進まず幅員が狭いままであること、上下線ともに右折帯がないことで渋滞が発生し、更にイオンモールがオープンしたこともあって上尾市が強く問題視する、県内有数といえる渋滞箇所です。

その上、物流倉庫が稼働予定で更なる渋滞が予測されるため、早急な右折帯設置を要望しており、まずは、南側に右折帯を設置する交差点整備事業に着手いただいておりますが、地権者の了解が得られていない状況です。私も自ら交渉にあたったほか、暫定の右折避讓帯設置など、次善策も県と相談しております。

粘り強い交渉を続けて頂きたいことは勿論ですが、南側のみならず、同じく混雑する北側なども含め、改めて周辺整備の可能性も調査・検討頂きたいと思っております。

上尾市を通じ地元住民の意向を聞きながら進めるべきと考えますが、県土整備部長にお伺いたします。

◎（吉澤 隆 県土整備部長）

上尾陸橋交差点は、通称、旧中山道である県道鴻巣桶川さいたま線と、県道川越上尾線が交わる交差点です。

この交差点では、南側 140メートル区間について、右折帯の設置と歩道の整備を進めており、これまでに70メートル区間の歩道整備が完了しております。

残る、交差点寄りの70メートル区間では、関係権利者の御協力が得られず、右折帯設置と歩道整備が進まない状況です。

議員、お話の交差点南側のみならず北側を含めた整備を実施していくためには、関係権利者の皆様の御理解と

御協力が不可欠であります。

まずは、地元上尾市と議員御提案の内容も踏まえ、協議・調整をしてまいります。

◆（尾花瑛仁）

(3) 県道上尾蓮田線の歩道整備 について

上尾・伊奈を繋ぐ上尾蓮田線は、通称第二産業道路との交差点からさいたま菖蒲線までの区間で歩道が一部未整備です。用地交渉を進められていると思いますが、第二産業道路の開通で交通量が増加し、歩道整備を求める声が強まっています。速やかな整備をお願いしますが、今後の予定について、県土整備部長にお伺いいたします。

◎（吉澤 隆 県土整備部長）

県道上尾蓮田線につきましては、第二産業道路との交差点から県道さいたま菖蒲線との交差点までの区間で一部歩道がなく、前後の歩道と繋がっていない状況でございます。

このため、令和3年度から歩道のない60メートル区間の歩道整備を進めております。

これまでに、道路の設計や用地測量が完了し、用地交渉の結果、令和6年8月に、地権者と用地買収契約を締結したところでございます。

今後は、用地の引き渡し完了次第、歩道設置工事に着手し、令和7年度の完成を目指してまいります。

◆（尾花瑛仁）

(4) 原市沼調節池を核とした賑わい作り について

昨年の質問では「上の池整備」について「県の史跡の伊奈氏屋敷跡を生かした水辺空間づくりに活用できないか、地元市町と意見交換する」旨答弁いただきました。

先の伊奈町議会で、町は「県及び上尾市と10月中旬に3者協議を実施する」と答弁されていますが、地元が不安を訴えているのが、本年度の地元説明会の際、多くの参加者から「当初、『水辺公園として人の賑わう場が生まれる』と説明を受け用地交渉に応じたが、13年ぶりに行われた今回の説明会では、調節池整備の説明のみで、当時と話が違っているのではないか」との声であります。当時のパンフレットには確かに公園のイメージが掲載されており、また「整備済みの下・中の池に加え、今回の上の池が立ち入り不可のエリアとして整備された場合、広大な暗黒の空間ができることは心配」とのことで、現在の防犯の観点からも、賑わいを生む整備が求められております。

YOUandI 構想当時の新幹線開通によるまちの分断など、県の発展に寄与してきた当該エリア、土地の提供に応じた方々の想いもふまえ、市町との事業分担を明確化したうえで、県の積極的な取り組みを地元は期待しております。

そして、本日冒頭にも関わりますが、伊奈町に居をかまえた伊奈忠次公は、川口を本拠としたご子息の忠治公を含め、3代にわたる取り組みで利根川を大きく曲げるという日本の治水史で後にも先にもない大事業を実現し、湿地帯であった江戸に国際競争可能な土地そのものを生み出した、本県が東京都に対して誇るべき偉人です。

県指定史跡である伊奈氏屋敷跡も活用し、地元市町を中心とした提案が基本としても、県として調節池を活用し何ができるかと考えるか、県土整備部長のご所見をお伺いいたします。

◎（吉澤 隆 県土整備部長）

原市沼調節池は、5つの池で構成され、既に4つの池が完成しております。

残る1つ、伊奈氏屋敷跡に隣接する上の池の整備に当たり、上の池の事業計画について、地元説明会を開催し

ました。

完成後の上の池を含む原市沼調節池の利活用につきましては、議員御指摘のとおり地元市町しまちを中心とした提案が基本であり、現在、地元の上尾市と伊奈町が検討中でございます。

令和6年度は、県と両市町の3者で伊奈氏屋敷跡の活用を含めた原市沼調節池を核とした賑わい作りについて意見交換を行ってまいります。

県といたしましては、両市町での調節池の利活用の検討に当たり、先進事例の紹介や掘削工事の中での工夫など、積極的に協力してまいります。

◆（尾花瑛仁）

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴、誠にありがとうございました。